

# 様式 1 及び様式 2 について

## ● 志願者の方へ

この用紙は、証明を依頼する先に証明書類（様式 1）（様式 2）と一緒に必ず渡してください。

複数必要な場合は、コピー（全ページ）してください。

< 様式 2（施設の証明書）の証明について >

勤務先施設の種別ごとに当該施設の許認可権者による証明が必要です。

3, 4 ページを参照の上、該当の役所にある各施設の所管課へ証明を申請してください。

## 幼稚園教員資格認定試験 様式 1 及び様式 2 証明者へのお願い

独立行政法人教職員支援機構

文部科学省において、保育士等として 3 年以上の勤務経験のある者を対象として、幼稚園教諭二種免許状を取得できる「幼稚園教員資格認定試験」（以下「本試験」という。）を実施しています。

平成 30 年度から試験実施事務は（独）教職員支援機構が行っています。

本試験の受験資格のうち勤務経験として、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む）となる資格を有した後、「該当する施設の職員（2 ページ参照）」の(1), (2), (3)のいずれかに該当する者として、3 年以上勤務したもの（勤務時間の合計が 4,320 時間以上である場合に限る）と定めています。

このため、本試験の志願者に対して、上記の下線部で示した資格要件（保育士等としての勤務経験及び(1), (2), (3)に掲げる施設の該当事実）を確認するため、施設勤務証明書（様式 1）及び施設の証明書（様式 2）の提出を求めています。

本試験の志願者から証明依頼があった場合には、以下のとおり証明書を交付していただきますようお願いいたします。

- ① 様式 1 については、施設長（証明できる権限を委任されている管理者を含む）が、志願者の勤務状況等を証明してください。
- ② 様式 2 については、各施設を所管する地方公共団体の主管課長以上の職位者が、様式 1 に記入された施設が上記(1), (2), (3)に掲げる施設に該当していることを証明してください。

なお、設置認可書等、(1), (2), (3)に掲げる施設である事実が確認できる書類のコピーの提出により、様式 2 の提出を省略することができることとしています。この場合、当該書類のコピーに、当該施設の設置者の長により原本証明（3 ページ< 様式 2 の提出省略について > 参照）を行ってください。

### （注意事項）

1. 様式 1 又は様式 2 の証明内容に誤り等がある場合には、受験資格の不備となることがありますので、慎重な確認をお願いします。
2. 様式 1 の勤務期間は、保育士資格が必須の職において、保育士等として従事した期間を証明してください。保育士資格を有する者が、保育士資格の必要のない職に従事している場合は本試験の資格要件に該当しませんので、証明期間の対象になりません。
3. 勤務期間の「3 年以上」及び勤務時間の「4,320 時間以上」は、連続している必要はなく、また、一つの施設のみで満たす必要はなく、保育士等としての勤務期間を通算できます。

## ＜本試験の受験資格として該当する施設の職員＞

- (1) 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）において、専ら幼児の保育に従事する職員  
※「専ら幼児の保育に従事する職員」とは、預かり保育を担当する職員や学級担任の補助職員等を想定しているものであり、幼児の保育に直接携わらない勤務は、従事期間に算入できません。
- (2) 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員
- (3) 次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）
- ① 児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定された施設）
  - ② 認定こども園である認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたもの）
  - ③ 地域型保育事業として認可された小規模保育施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型に限る。）を実施する施設）
  - ④ 地域型保育事業として認可された事業所内保育施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業（利用定員が 6 人以上の施設）を実施する施設）
  - ⑤ 公立の認可外保育施設（へき地保育所（「安心こども基金管理運営要領」（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科発第 1279 号・雇児発第 0305005 号の別紙）の別添 6 の 11 に規定するへき地保育所）を含む。）
  - ⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 2 第 3 号に規定する施設）
  - ⑦ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）別添に示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たし、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号）に基づく証明書の交付を受けた施設）  
ただし⑦は以下の施設を除きます。
    - ・利用定員 5 人以下の施設
    - ・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
    - ・当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設